

エイジフリーお役立ちNEWS

2021年度 介護保険法改正の内容について

2021年度の介護保険法改正に向け、社会保障審議会・介護保険部会の議論が行われ、昨年末には介護保険部会の議論の取りまとめが行われました。その後、介護保険制度をめぐる改正法案が本年初頭の通常国会に出され、5月の国会審議で決議されます。

監修

社会保険労務士法人
インフォ・テック
代表社員 西岡 大介
www.info-tec.ne.jp

知っておきたい

ポイント

2021年度 改正の取りまとめ

検討会報告と取りまとめについて

2021年度の介護保険法の主な改正内容が昨年12月末、介護保険部会から「介護保険制度の見直しに関する意見（素案）」が公表されました。昨年12月末に介護保険部会での、最終の議論が行われました。

I 介護予防・健康づくりの推進 (健康寿命の延伸)

- ・ 一般介護予防事業などの推進
- ・ 総合事業の効果的な実施のための市区町村の積極的な取り組みを推進
- ・ 公正中立なケアマネジメントの確保、質の向上に向けた取り組み
- ・ 地域包括支援センターの積極的な体制強化と市区町村の取り組みの後押し

II 保険者機能の強化(地域保険としての地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化)

- ・ PDCAプロセスの推進
- ・ 保険者機能強化推進交付金
- ・ 調整交付金
- ・ データ利活用の推進

III 地域包括ケアシステムの推進 (多様なニーズに対応した介護の提供・整備)

- ・ 介護サービス基盤、高齢者向け住まい

参考文献・資料

【第86回 社会保障審議会介護保険部会/資料5...制度の持続可能性の確保】/厚生労働省HPより
【第172回 社会保障審議会介護給付費分科会/資料2...居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置について】/厚生労働省HPより
【介護保険制度の見直しに関する意見(素案)】/厚生労働省HPより

IV 認知症「共生・予防」の推進

- ・ 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新
- ・ 介護人材の確保・介護現場の革新
- ・ 給付と負担

VI その他の課題

- ・ 要介護認定制度
- ・ 住所地特例

ピックアップ 介護現場の革新・ 介護現場の革新

2021年度の介護保険法の改正に よる取り組み

1 介護人材の確保のために

- ・ 賃金制度の整備の促進も含めた処遇改善
- ・ 多様な人材の参入・活躍の促進
- ・ 働きやすい環境の整備
- ・ 介護職の魅力向上
- ・ 外国人材の受け入れ環境整備

2 介護現場の革新

- ・ 介護現場における業務仕分けロボット、ICTの活用を推進
- ・ 元気高齢者の参入による業務改善を推進
- ・ ロボット、ICTの活用を支援する、仕様や業務の標準化が必要

ピックアップ 給付と負担について

今改正の検討項目

2021年度介護保険法改正での、各検討事項については次のような結果となりました。

ケアマネジメントに関する給付のあり方

検討事項 利用者の自己負担(1割または定額制)の導入と、ケアマネジャーへの新たな処遇改善について

次回に保留 「利用者の自己負担(1割または定額制)の導入」について、野党などから慎重な意見が多くあった。また、セルフケアプランを行う場合の、給付の可否について検討すべきという意見もあった。

次回に保留 「ケアマネジャーへの新たな処遇改善」に関しては、本年開催される2021年度介護報酬改定についての介護給付費分科会で、検討されます。

軽度者への生活援助サービス等に関する給付のあり方

検討事項 要介護1、2の生活援助等(訪問介護)を、介護給付から総合事業に移行する

次回に保留 総合事業側の受け入れ態勢が整っていないなどの理由から。

ウツ面に続く

▶ 次回は、「おいしく食べる!介護食と誤嚥予防」を紹介します。

高額介護サービス費

検討事項

2017年の介護保険法改正に
続き、負担上限の拡大

年収約770万円以上

＝負担上限9万3000円

年収約1160万円以上

＝負担上限14万1000円とする

次回に
保留

医療制度と負担上限額を合わせ
る方向性から、将来的には高額医
療サービス費の負担上限拡大の可能性
が高い。

「現役並み所得」、「一定以上所得」 の判断基準

検討事項

介護保険利用料の2割、3割の対
象者を拡大(原則2割への布石)

次回に
保留

利用者の負担が大きくなるため。

補足給付に関する給付のあり方

検討事項

所得段階と本人支出額の見直
し、資産要件の拡大(固定資産税
の申告に基づき不動産を勘案)

改正

「所得段階の見直し」では、ショー
トステイの補足給付について保険
料の所得段階と整合させる現行の第3
段階を二分化し4段階とし、負担限度
額の上乗せを行う。各段階の増加額を
300～400円となるように設定。

次回に
保留

「資産要件の拡大(不動産の勘案)」
では地域的な格差、認知症の方への
対応など、実務上の課題が多いことから。

被保険者・受給者範囲について

検討事項

被保険者を、現在の40歳以上から、
30歳以上に引き下げる

次回に
保留

ただし、利用者の範囲も70歳以上と
する案もあり、2024年度以降は、
範囲拡大の可能性も十分にある。

多床室の室料負担

検討事項

老健へ介護療養介護医療院多床室
での居住費徴収(基本報酬の減額)

次回に
保留

負担の公平性から。

現金給付

検討事項

新たな保険給付として制度化
(人手不足対策とも)

改正なし

介護者の介護負担軽減にはならず、
介護職離職が増加する可能性もあ
ることから。

その他注意ポイント

要介護認定制度

改正

《更新認定の二次判定において》

・以前の要介護度と同じと判定された場合
有効期限を延長する

有効期限上限：36カ月→48カ月

改正

《認定調査員の要件について》

・認定調査を指定法人に委託して実施する場合
ケアマネジャー以外の保健・医療・福祉に
関する専門的な知識を有しているものも
実施できる。

参考文献・資料

「第86回 社会保障審議会介護保険部会」資料5「制度の持続可能性の確保」／厚生労働省HPより
「第172回 社会保障審議会介護給付費分科会」
資料2「居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置について」／厚生労働省HPより
「介護保険制度の見直しに関する意見(案)」／厚生労働省HPより

▶ 次回は、「おいしく食べる!介護食と誤嚥予防」を紹介します。

季節の花言葉



シクラメン
かがりびほな
(和名:篝火花)
花言葉
はにかみ

うつむいて咲く可憐な姿

北アフリカから中近東、ヨーロッパの地中海沿岸地域を原産地とする、球根草の多年草です。茎先に花冠が5つに裂けた花が1輪ずつ咲きます。香りを持つ品種もあり、毎年新しい品種がどんどん出てくるほど、人気のある植物です。

花言葉の「はにかみ」は、シクラメンの花姿に由来するといわれています。鮮やかな赤、白、紫色、ピンクや、グラデーションの花は、本来下向きに咲くのだそうです。下を向いて花粉を守るように咲く姿が、恥ずかしがっているように見えたのでしよう。

シクラメンは、「死」「舌」を連想させる響きから、病人へのお見舞いには縁起が悪いといわれる一方で、次から次へと咲き続け、話題を提供してくれるので、家族の絆が深まるお花とも言われるそうです。せっかくなので、良い意味に捉えて、その可憐な姿を愛でたいものです。

花言葉の「あなたと大切な人に贈る幸福バイブル 決定版 誕生花と幸せの花言葉 366日」／監修 徳島県之ノ主婦の友社 / 2012年

